

南部土木事務所 だより

☎ 691-3158

〒・東九条下御田町70-2

南部土木事務所は、市内に7つある土木事務所の一つで、下京のほか、南区などを管轄しています。このコーナーでは、南部土木事務所から季節ごとに、土木事務所の仕事や情報を発信していきます。今回は、その仕事内容についてご紹介いたします。

土木事務所では、管轄区域の道路を巡回パトロールして、破損箇所の修理を行ったり、道路照明灯や道路標識、カーブミラーなどの設置及び維持管理、努めています。

また、災害から市民の皆様と生命と財産を守るため、大雨洪水警報などが発令されたときには、道路災害や水路などの氾濫に備え、すばやく出動して、管内を監視するとともに、万が一災害が発生した

場合には迅速な復旧作業にあたります。

その他にも、道路・河川・水路の占用や使用許可、私道舗装の助成申請(左の記事をご覧ください)、児童公園の使用許可など、市民生活に関係するさまざまな仕事をしています。

道路照明灯が消えている、道路施設が破損して危ないなどお気づきの点があれば、南部土木事務所までご連絡ください。夜間休日の連絡は「緊急受付センター」に転送され、緊急時の応急措置を行います。

私道の舗装・補修 工事を助成します

私道の舗装や補修工事に対する助成の申請を受け付けています。助成を受けるには、いくつかの条件がありますので、まわつくり推進課などで配布する申し込み書をご覧のうえ、お問い合わせください。なお、生活保護法による被保護者など一定の要件を満たす場合には、特別措置の制度がありますのでご相談ください。

申請期間 5月16日(水)～8月31日(金)

備・申請 南部土木事務所

国民健康保険料の経過措置 減額の廃止などについて

平成17年度分国民健康保険料から所得割(※)の算定方式を変更したことに伴い、2年間に限り実施していた減額の経過措置が、平成18年度で終了しました。所得割がかかる市・府・民税・非課税世帯は、昨年度までの3割が減額されていましたが、経過措置の終了により今年度から保険料が増額することがあります。また、65歳以上の公的年金等控除が平成18年度から縮小されたことに伴い実施されている特別控除の控除額が13万円から7万円に縮小されます。これにより、所得割がかかる65歳以上年金所得者の世帯の保険料が上がる可能性があります。

詳しくは、5月中旬に国保加入世帯にお送りする「こくほだより」をご覧ください。

※所得割：保険料のうち、世帯の所得に応じて納めるもの
● 保険年金課資格相当(☎371・7252)

下京みゅーじあむ

詠む歌は 朝な夕なに 咲く花を 旅にて綴る

折ふしばかり

柳橋 第三郎 さん(安齋)
の作品(短歌)

テーマは特に設定しませんが、写真など、区民の皆様の自慢の作品をお寄せください。

写真 四つ切以下の作品 **絵** 白装はがきの裏面に描いたものも可 **書** 半紙以下の作品 **短歌・俳句** 作品にはふりがなをふってください

注意事項 掲載された方に、記念品を差し上げます。作品は下京区民による自作の未発表作品に限り、原則として返却しません。

応募方法 住所・氏名・電話番号・年齢を記入した紙を作品に添付のうえ、〒690-8588 下京区役所総務課「下京みゅーじあむ」係(☎371・7164、FAX371・4439)まで。

けすぞう君の防災 Q&A



こんにちは、けすぞう君です。今回は、地域の防災リーダーとして活躍する消防団についてお話をします。

- Q 消防団と消防団員の数はどれくらいですか。**
A 市内には、行政区ごとに設置された11の消防団とおおむね学区単位に設けられた205の消防分団が組織されています。下京消防団は、本団と23消防分団で組織されており、約310人の団員が地域のために活躍しています。
- Q 消防団は、どのような活動をしていますか。**
A 次のような活動をしています。
- 平常時**
- 住民の皆さんへの防災指導や訓練指導
 - お年寄りなどの家庭訪問や地域のパトロールを通じた「火の用心」の呼び掛け
 - 火災や地震に備えての地域の皆さんと消防隊との合同訓練
- 災害時**
- 消防隊と連携した現場活動(警戒整理など)
 - 住民の救助、救護活動や避難誘導
- Q 消防団に入団するには、どのような条件があるのですか。**
A 次の条件を満たしていることが必要

地域防災の要 消防団

- です。
- ① 地域防災に熱意を持っている健康な方(男女は問いません)
 - ② 区内に在住または勤務先のある方
 - ③ 年齢が18歳以上の方
- 詳しくは、お近くの消防分団または下京消防署庶務係(☎361-4411)にお問い合わせください。

下京消防団総合査閲を実施します

下京消防団の23分団が、服装点検や小型動力ポンプによる消防訓練などを行います。

日時 5月20日(日) 午前8時～10時

場所 七条中学校グラウンド(西七条御領町)



昨年の様子

集まれ/未来の消防士 少年消防クラブのクラブ員を募集します

少年消防クラブでは、小学4年生から6年生までの男女の子どもたちが、毎月1回程度日曜日などに、消防、救助、救急に関する知識などの学習やキャンプ、ハイキングなどを行っています。これらの活動を通じて、他の小学校の子どもたちとの交流を図り、チームワークの大切さや社会生活に必要なマナーとルールを身に付けることができます。詳しくは、下京消防企画広報係(☎361-4411)までお問い合わせください。



軽自動車税がコンビニエンスストアで納税できるようになりました

今年度から、軽自動車税がコンビニエンスストアで納税できるようになりました。コンビニエンスストアで利用できる軽自動車税の納付書には、バーコードが印字されており、裏面に利用いただけるコンビニエンスストアが記載されています。また、この納付書を用いて、従来おりの金融機関などでも納税していただけます。

なお、再発行した納付書など、バーコードが印字されていない納付書は、コンビニエンスストアでの納税ができませんので、金融機関などを納税してください。

● 市民税課(☎371・7177)

**5月31日は
軽自動車税の
納期限です**

*納期限を過ぎると、延滞金がかかりますので、ご注意ください。

市税の基礎知識 Q&A

軽自動車税の減免

- Q 私は心臓機能障害(身体障害者手帳3級)のため、私名義の軽自動車でも毎週通院しています。こういう場合、私の軽自動車税が減免されると聞きましたが、どのような手続きをしたらいいのでしょうか。**
- A** ご質問の場合、納期限である5月31日までに申請をすることで、平成19年度の軽自動車税の減免を受けることができます。減免申請の手続きには、ご自身の運転免許証と印鑑(認め印)、身体障害者手帳をご持参ください。
- なお、身体障害者手帳の交付を受けた方と生計を一にする方が所有している軽自動車は、その障害のある方の通院に使用されている場合も減免の対象になります。詳しくは、お問い合わせください。
- 市民税課(☎371-7171)